

2009年1月8日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の
規定による事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的
外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年12月16日付けで諮問（第365号）された高齢者の医療の確保に
関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による事務に係る個人情報を目的外
に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとお
り答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」に述べるとおり、包括的な必要性があるとは認められないが、本照会に関しては必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」に述べるとおり、包括的な合理的理由があるとは認められないが、本照会に関しては合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

- (1) 目的外提供に対する実施機関の考え
ア 照会の根拠法令

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会は、捜査をするにあたり、公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかしながら、同法による照会が、正当な請求権を有するものによって行われた場合、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために照会に応じることが必要であると考えられる。

なお、本件照会について、その詳細と照会の具体的な必要性について藤沢警察署に問い合わせを行ったところ、「捜査の内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の放火事件の捜査のため必要」とのことである。

イ 目的外提供の必要性

同法による照会の目的は捜査上「後期高齢者医療制度に関する事項」を知る必要があるということであるが、これらの個人情報の提供は全て目的外の提供にあたるものである。

しかしながら、同法による照会が公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものである場合、照会そのものの正当性及び公益性は認められるものである。また、本件照会が正当な権限を有する司法警察職員によってなされていることは確認している。

よって、個人情報の目的外提供について勘案した結果、同法による本件照会に応じる必要があるものと判断した。

また、国民健康保険の加入状況、納付状況及び給付状況については、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会に対し、回答をすることを包括的に合意を得ている。後期高齢者医療制度の被保険者情報についても、今後は刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会が増加することが想定される。よって、今後については、本件照会の対象とされた情報と同様の内容につき、照会の正当性及び公益性が捜査機関に確認できた場合に限り、回答する必要がある旨包括的な承認を受けたく併せて諮問するものである。

ウ 目的外提供する個人情報

目的外提供する個人情報は次のとおりである。

(ア) 加入・喪失・申請・認定の手続き状況

(イ) 保険料納付の手続き状況

a 口座振替に関する情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座名義人・口座番号）

b 納付書による納付に関する情報（保険料納付に関する通知書、送付先）

c 納付場所

- (ウ) 督促・訪問徴収・給付制限・滞納処分状況
- (エ) 医療給付の状況
- (オ) 上記(ア)～(エ)に関する書類の写し

エ 目的外提供の相手方

検察官，検察事務官及び司法警察職員

(2) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外提供する場合は，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，同法による照会での目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に関与している可能性があるため，実施機関より本人通知をした場合，当該捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認している。よって，本人への通知を省略することについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

また，今後は後期高齢者医療制度の被保険者についての刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会が増加することが想定される。よって，本人への通知をした場合捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り，本人への通知を省略することにつき，包括的な承認を受けたく併せて諮問するものである。

(3) 提出資料

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 個人情報取扱事務届出書
- ウ 刑事訴訟法（抜粋）

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 同法による照会の目的は捜査上「後期高齢者医療制度に関する事項」を知る必要があるということであるが，これらの個人情報の提供は全て目的外の提供にあたるものである。

しかしながら，同法による照会が公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり，その権利付与の規定に基づき，正当な権限を有するものによって行われたものである場合，照会そのものの正当性及び公益性は認められるものである。また，実施機関では，本件照会が正当な権限を有する司法警察職員によってなされていることは確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。ただし、実施機関が捜査機関に対し確認した内容では、捜査の対象となる事件と照会を受けた個人情報に関連性が不明確であるため、実施機関が再度捜査機関に対しその関連性を確認し、必要と認められた事項に限り提供すること、及び提供した内容を後日審議会に報告をすることを条件とするものである。

イ これに対し、実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会に対し、回答をすることを包括的に合意している国民健康保険の加入状況、納付状況及び給付状況と同様に、後期高齢者医療制度の被保険者情報についても、今後は刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会が増加することが想定されるため、本件照会の対象とされた情報と同様の内容につき、照会の正当性及び公益性が捜査機関に確認できた場合に限り、回答する必要があるとしているが、本来、照会の事情は案件毎に異なるものであり、現段階では包括的に承認をすることは適当でなく、今後の動向を見た上で判断するべきである。

以上のことから判断すると、今後の同様の照会について、現段階で包括的に目的外に提供する必要性があるとは認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

ア 個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、同法による照会での目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、実施機関より本人通知をした場合、当該捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

イ これに対し、今後の後期高齢者医療制度の被保険者についての刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会については、前述のとおり、現段階では包括的に承認をすることは適当でなく、包括的に目的外提供に伴う本人通知を省略することは当然に認められない。

以上のことから判断すると、今後の同様の照会について、現段階で包括的に目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があるとは認められない。

以 上